

## 本報告の主題

- 福島第一原発周辺の住民が直面している複合的リスクとはどのようなものか？
- それらの複合的リスクを誰がどのようにガバナンスするか？
  - ガバナンスの基本原則
  - 参画主体
  - 何を行うか

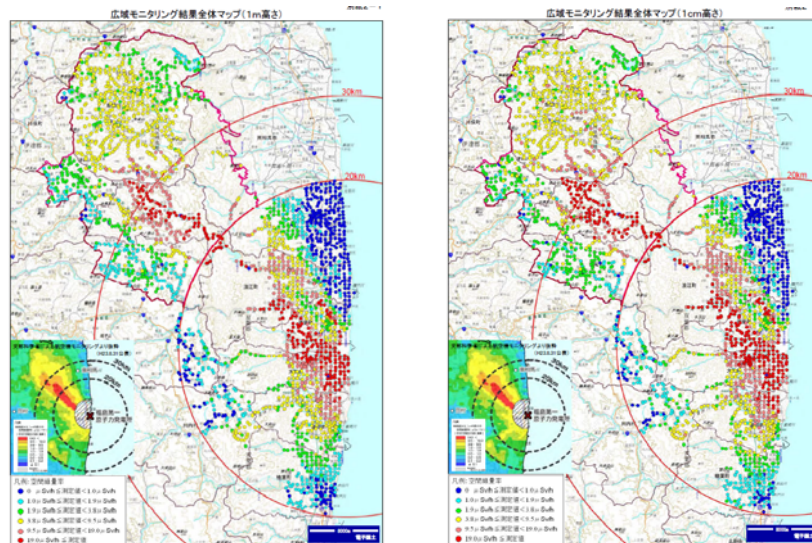
日本計画行政学会第34回全国大会  
「複合リスクガバナンス」2011.9.11.

### 福島原発事故で住民が直面する 複合リスクとそのガバナンス

平川秀幸

大阪大学コミュニケーションデザイン・センター

## 福島第一原発周辺の汚染状況



内閣府原子力被災者生活支援チーム・文部科学省「警戒区域及び計画的避難区域における広域モニタリング結果の公表について」(2011/9/1)

## 最近の世論調査から

- 放射能不安9割超(9/10)
  - 朝日新聞社と福島放送による共同世論調査
  - 県民の9割以上が放射能への不安を感じ、その度合いは男性より女性、子どもがいない家庭よりいる家庭のほうが強い。
  - 「大いに感じている」54%+「ある程度」37%
- 福島県民「移住したい」34%(9/10)
  - テレビ朝日系放送局と共同世論調査
  - 「できれば移り住みたい」34%
  - 中学生以下の子供がいる家庭では51%

## 福島第一原発周辺の避難等の状況(1)

2011/4/22以降

### ■警戒区域

- 半径20km圏内(海域含む)
- 立ち入り制限

### ■計画的避難区域

- 事故発生から1年に積算線量が20mSvに達する恐れのある地域
- 住民等に概ね1ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める

### ■緊急時避難準備区域

- 今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性がある地域
- 常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにする

## 福島第一原発周辺の避難等の状況(2)

6/16以降

### ■特定避難勧奨地点

- 事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点
- 計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制すべき状況にはない。
- 当該地点を「特定避難勧奨地点」とし、そこに居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進する必要
- 特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促していただけるよう、自治体と相談していく。

計画的避難区域と特定避難勧奨地点について



原子力災害対策本部「計画的避難区域と特定避難勧奨地点について」

## 計画的避難区域と特定避難勧奨地点の比較

	計画的避難区域	特定避難勧奨地点
対象となる区域	事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域全体に広がりをもって存在	事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域の一部に存在(除染が容易でない住居の単位で存在)
安全性の観点	生活全般を通じて20mSvを超える懸念がある	線量の高い地点を離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない
政府の対応	計画的な避難(政府として一律に避難を求める)	注意喚起、情報提供、避難の支援等(政府として一律に避難を求めるものではない)

原子力災害対策本部「計画的避難区域と特定避難勧奨地点について」

## 住民が直面する複合リスクと対応

	居住継続	避難
リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 低線量被ばくによる健康影響(とくに子供や胎児)</li> <li>• 居住に伴う心理ストレスとその健康影響</li> <li>• 因果関係証明困難による補償の困難化の恐れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活基盤(特に経済的)の不安定化のリスク</li> <li>• 避難に伴う心理ストレスとその健康影響</li> <li>• 「自主避難」の「自己責任」扱いによる無補償の恐れ</li> <li>• 人口流出による地域の衰退</li> </ul>
便益	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活基盤(特に経済的)の維持</li> <li>• 地域社会の紐帯の維持</li> <li>• (避難随伴リスクの回避)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 低線量被ばくによる健康影響リスクの低減・回避</li> <li>• 居住に伴う心理ストレスとその健康影響の回避</li> </ul>
リスク軽減策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 測定と除染とその支援</li> <li>• 健康診断などの支援</li> <li>• 心理カウンセリング</li> <li>• 因果関係証明を要しない補償スキームの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難・疎開の支援</li> <li>• 就労支援</li> <li>• コミュニティ単位での移住</li> <li>• 自主避難について「避難の権利」の法的保証</li> </ul>

## ガバナンスの基本原則

- 住民意思の尊重と支援／住民参加型ガバナンスの必要性
  - － 居住継続も避難・移住も住民の自己決定権
  - － 社会はそれを支援することが重要
  - － 自主避難についても「避難の権利」保証が必要
  - － ICRP等の放射線防護の基本的考え方でもある

## 住民参加によるガバナンスの諸効果

- 住民ニーズへの対応
  - － 測定では、生活環境の詳細な汚染状況把握へ
- 自治体・国・専門家との信頼関係の醸成
  - － 統治者側も住民を信頼すべし
- 「自己効力感」の不安低減効果
  - － 問題状況に対する無力感を脱すること
- コミュニティ・連帯の(再)創造

## 住民／市民参加型のさまざまな対応

- 測定、汚染マップ作り、除染(被災地)
  - － 市民の自主測定の広がり。
    - ・ 市民放射能測定所、47プロジェクト
  - － 自治体・専門家等との協働で生活環境の細かい測定
  - － 国・自治体による測定の補完
  - － きめ細かい除染計画の策定と実施
- 食品汚染等への対応(被災地／全国)
  - － 消費者、生産者の視点からの創意工夫
  - － 食品の現実的測定 (単品ごとではなくトータルで)
  - － チェルノブイリ事故の時も様々な対応があった (ICRP111に事例紹介)
- 避難・疎開・移住支援(全国)
  - － 広がりつつある市民のネットワーク
  - － 各地の自治体との連携へ

## まとめ

今起きつつあること・・・

今後必要なこと・・・

複合リスクガバナンスにおける  
**Nuclear Citizenship**の出現とその支援へ

政府・自治体の絶対的戦力不足を補うため  
にも不可欠